

第4章

指定後の

各種届出等について

- 1 変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
- 2 休止・廃止・再開届・・・・・・・・・・60
- 3 加算届・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 4 指定更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 5 特定事業所集中減算に係る届出・・61

1 変更届

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**10日以内**に必要書類を指定権者（町田市）に提出しなければなりません。

届出が必要な事項は次のとおりです。

※ 設備や移転等、変更内容によっては事前相談が必要な場合があります。

(1) 法人情報に関する変更

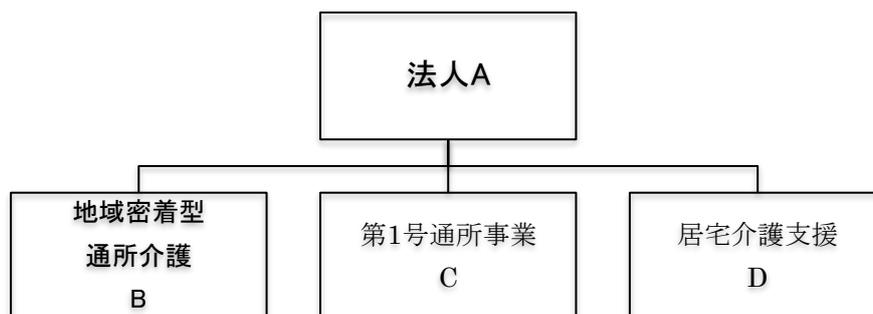
- 法人の名称
- 法人住所等の変更（電話番号・FAX 番号）
- 法人代表者の変更（住所変更）
- 登記事項証明書・条例等

詳細については、当市ホームページに掲載している「**法人に関する変更届必要書類一覧**」をご確認ください。

Point

法人情報に関する変更の場合は、複数のサービスを行っている場合でも、変更届出書は1枚で結構です。

(例) 法人代表者が変更となった場合



上記のような構成の場合、**法人情報に関する変更**は1枚の変更届出書で事業所 B、C 及び D について、まとめて提出することが可能です。

※ 次ページに記載する事業所情報に関する変更の場合は、事業所ごとに変更届出書の提出が必要です。

	定期巡回	夜間対応	密着デイ	認知デイ	小規模多機能	G H	密着特養	看護小規模	1号訪問	1号通所	居宅介護支援	介護予防支援
事業所の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理者の氏名、住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス提供責任者の氏名、住所									○			
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関	○				○	○	○	○				
介護保険施設等との連携・支援体制	○				○	○		○				
介護支援専門員の氏名・登録番号							○				○	○
その他職種の人員変更												
オペレーター	○	○										
計画作成責任者	○											
計画作成担当者					○	○		○				
ユニットリーダー							○					

詳細については、本市ホームページに掲載している「変更届必要書類一覧表」をご確認ください。

Point

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**10日以内**に届出が必要

介護保険法の規定により、事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

事業所開設後、上記の内容を変更した際は届出の漏れがないようご注意ください。

また、既存事業所についても届出内容と現状に相違がないか、改めてご確認ください。実地指導の際に未届が発覚した場合は、指摘事項にもなり得ます。

なお、様式は町田市のホームページに掲載されている最新のをダウンロードしてご利用ください。市指定の様式以外で届出があった場合、受理をすることができませんのでご注意ください。

また届出にあたっては、電子申請システムを積極的にご活用ください。

2 休止・廃止・再開届

(1) 廃止届、休止届

廃止又は休止の日の**1カ月前まで**に届出

事業を廃止、休止する場合には利用者が別の事業所等でサービス提供を継続して受けられるよう措置しなければなりません。届出の際、利用者の移行リスト（任意様式）を提出する必要があります。

(2) 再開届

再開日から**10日以内**に届出

再開時において、届出が必要な事項に変更が生じた場合、変更届も併せて提出してください。

3 加算届

届け出た加算の内容を変更する場合は、事前に届出が必要です。加算届出を提出する場合は、サービスや加算の種類によって提出期限が異なります。加算を算定するにあたって必要な書類を揃えて、算定を開始したい月に間に合うように提出してください。

※ 期日までに届出をしないと、サービスを提供しても加算等を算定できません。

(1) 届出の締切日等

サービス	届出日と算定開始月
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 夜間対応型訪問介護 ● 地域密着型通所介護 ● (介護予防) 認知症対応型通所介護 ● (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ● 看護小規模多機能型居宅介護 ● 居宅介護支援 ● 指定第1号訪問事業 ● 指定第1号通所事業 	<p>① 当該月の15日以前に届出 →翌月から算定</p> <p>② 当該月の16日以降に届出 →翌々月から算定</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<p>届出が受理された日が属する月の翌月から算定</p> <p>※月の初日の場合は当該月から算定</p>

詳細については、本市ホームページに掲載しているサービスごとの加算関連様式から「添付書類一覧」をご確認ください。また、加算の申請・変更・取下げは事前にご相談ください。

(2) 加算の要件を満たさなくなった場合

事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなるのが明らかになった）時には、速やかに届け出ることが必要になります。加算等の算定は、基準に該当しなくなった日から行うことができません。

4 指定更新

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、事業者の指定は 6 年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。

町田市では、指定更新を迎える事業所に対して、指定の有効期間満了日の約 6 か月前に更新勧奨通知をメールにて送付します。勧奨通知の案内に従って期日までに書類を提出してください。

なお、指定更新は「事業者からの申請」によるものであり、その期日の把握は事業所が当然しておくべきことであることを申し添えます。

町田市における届出日の期日：更新月の 3 か月前の末日

例) 指定更新有効期限 7 月 31 日、更新月 8 月 1 日の場合

更新書類の締切は 5 月末日の平日

※同時期に他自治体もある場合には指定権者によって期日は異なるため、各自治体の H P や通知等を事前に確認しておくこと。

5 特定事業所集中減算に係る届出

居宅介護支援事業所においては、特定事業所集中減算に係る届出書を作成し、2 年間保存することとなっています。

この届出書は、毎年度 2 回、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

また、いずれかのサービスで紹介率最高法人の割合が 80%を超えた場合は、この届出書を町田市に提出（前期 9 月 15 日まで、後期 3 月 15 日まで）し、「80%を超えている場合の理由」について町田市が「正当な理由」に該当しないと判断した場合は、減算適用期間（前期：10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、後期：4 月 1 日から 9 月 30 日まで）の居宅介護支援のすべてについて、所定単位数から 200 単位減算した請求の取扱いとなります。

なお、提出書類の様式、特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準については当市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。